

「タネ」も金持ちの儲けの手段に！

百姓勝手連 堀井 修

3月23日（金）新潟県議会は「新潟県主要農作物種子条例」を可決成立させました。

*主要作物とは稲・麦・大豆の3種を言う

これは去年の国会で種子法の廃止が決まった事を受けて、新潟県米を守るための条例です。

1 種子法廃止の経過

種子法は昨年、農林水産員会で賛成意見も無いのに可決廃止された法律です。

それは規制改革委員会の種子の生産も「民間に任せるべき」と言う答申が発端のようです。廃止が決まると農水省は、各県の農業試験場が持っている知見を積極的に民間に伝授するよう通達を出しました。

過去には稲の品種を民間が作ることはほとんどなかったのです。たとえ作ったとしても、各県の行政とJA等で作る奨励品種検討会で奨励品種に認定されることはなかったと試験場の専門家は私に語ってくれました。

奨励品種とはその県にもっとも適している品種として認められる品種です。

この辺にしびれを切らせて規制改革委員会が民間の種をつくる会社から知恵を借りて仕掛けた結果でしょう。

2 新潟の動き

新潟県議会・12月定例会前に我が社会民主党の県会議員が種子法の廃止はどのように本県農業に影響を与えるのかを私に聞いてきました。一言で言うと「試験場がなくなることです。つまり第二のコシヒカリができないという事です。」と答えました。

県知事は12月定例会で県独自の種子条例を作ると答弁をし、その結果が3月23日の条例可決成立でした。

私が調べた範囲では、20日に兵庫県議会が種子条例を可決しています。あとは北海道で条例制定の動きがあるようですが、ほとんどの都道府県では「地域に適した品種の維持は行政が責任を持つ」止まりです。

条例でも守れる保証がないのに責任を持つとは種子に対する県の姿勢を疑います。なかには種子条例を「否決した」などと言う情報もあるようです。

3 とんでもない誤解

私の知人で稲の種子を生産している農家が「種苗法」があるから大丈夫だと国会議員が言っていたと、教えてくれました。

国会議員は法律の趣旨を理解していないのです。

種苗法は品種をつくった個人（会社）にその権利（特許）を一定の年限保証する法律です。TPPで米国企業が薬の特許期間を12年と主張し、途上国は5年と主張したことは覚えておられるでしょう。つまり作った人（会社）の利益をはかる法です。しかし、種子法は品種を作る。そしてそれを農家に配布するまでの資金を国が補償する法律だったのです。これを廃止することでその県に適した稲の品種をつくることができなくなる。つまり試験場がいらなくなるということです。

4 これからの危惧

① 農業試験場の弱体化が進むでしょう。そしてその知見や人材が企業に移転して行くでしょう。民間での品種改良や種子の生産ができれば当然試験場は邪魔になり廃止されるでしょう。

② 種子の価格が上がります。

現在「みつひかり」という品種が民間から販売されています。この価格は試験場のルート価格の10倍です。公的な種がなくなれば価格はもっと上がるでしょう。

③ 自分で種が採れなくなります。

民間の種はハイブリッドとなり、仮に自分の作った籾を種として来年種をまいても同じ品質はできないのです。つまり自家採取が不可能になります。ちなみに野菜の種はハイブリッド化が進んでいます。

④ 遺伝子組み換え

現在アメリカの種子の巨大会社はターミネーター技術を完成しています。

この技術は種子の遺伝子を操作して、その会社から購入した種は芽が出て実を結びますが、その実から取った種は芽が出ないようにする技術です。

だから農家は毎年必ずその会社から種を買わなければ作物を生産できないという仕組みはもうできているのです。

あなたがまいた種が芽を出さずに腐るのです。芽が出なければ収穫はできません。人類は飢える事になるのです。恐ろしい事です。

ただ、この技術はあまりにも非人道的なので実際には使われていません。